

介護保険施設、居宅サービス事業所及び介護予防サービス事業所の指定（許可）申請事務に関する要綱

（目的）

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護保険施設、居宅サービス及び介護予防サービス事業所の指定又は許可の申請（以下「指定等申請」という。）に関する事務について必要な事項を定める。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定日 当該指定等申請に係る事業の開始予定年月日（開設許可申請にあつては開設の予定年月日）として申請書に記載された日をいう。
- 二 審査期間 当該指定等申請の適否を審査するための期間をいう。
- 三 申請期間 当該指定等申請を行うための期間で当該指定等申請を受け付ける期間として第3に定める期間をいう。
- 四 申請書 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年3月24日奈良県規則第58号）第2条に定めるものをいう。
- 五 付表 前号申請書の記載事項のほか当該指定等申請に係る主な事項を記載した書類をいう。
- 六 添付書類 申請書及び付表のほか法定事項を記載した書類をいう。
- 七 付属書類 添付書類の記載内容等を裏付ける資料をいう。
- 八 申請書類 申請書、付表、添付書類及び付属書類をあわせたものをいう。

（事務処理）

第3 指定等申請の事務処理は次の各号のとおり行うものとする。ただし、申請者の合併、会社分割等の効力発生期日の都合により前記によりがたい場合はこの限りでない。

- 一 申請受付 指定日の前々月1日から末日（奈良県の休日定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）に定める県の休日にあたる場合は県の休日の翌日）まで
- 二 審査 指定日の前月中
- 三 指定 毎月1日

（申請書類の提出方法等）

第4 指定等申請は、申請書、付表及び添付書類を原則として厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申請等を行おうとする者（その役員、使用人及び代理人等を含む。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより提出するものとする。（ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあつては、郵送その他の適切な方法による提出も可とする。）

- 2 指定等申請の受付は、福祉保険部介護保険課において行うものとする。
- 3 第2第5号の付表は、別表1に定めるとおりとする。

4 第2第6号の添付書類は、別表2に定めるとおりとする。

(受付)

第5 申請書類に重大又は明白な瑕疵があり、補正の見込みがないときは受付しない。

(審査)

第6 指定等申請の審査は、書面審査及び現地確認の方法により行う。

2 書面審査は、申請者の申請適格及び指定又は許可の法定要件、その他申請書類の記載事項を確認する。

3 現地確認は、福祉保険部介護保険課職員が当該事業所において当該事業所の設備、備品を検分するとともに、従業者の勤務体制、勤務形態を原則として雇用契約書等の書面により確認する。

(取り下げ)

第7 指定等申請受付後、当該申請を取り下げようとするときは取下書（様式21）を提出するものとする。取下書の提出方法は、第4第1項及び第2項の規定を準用する。

2 前項の取下書が提出された場合においても、受理した申請書類及び指定等申請に係る手数料は返還しない。

(附則)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。